

神川町新型インフルエンザ対策行動計画



平成22年5月

神 川 町

目 次

第 1	総論	
1	計画の趣旨	1
2	基本方針	1
3	危機管理体制の確立	2
4	対策の実効性の確保	3
5	計画の実行及び見直し	3
6	発生段階の区分	4
7	発生段階に応じた対策と役割分担表	4
第 2	各論	
1	新型インフルエンザ発生時の配備体制	
[1]	配備体制基準	9
[2]	組織の主な役割	10
2	発生段階に応じた対応	
	前段階（待機体制）	11
	第 1 段階（待機体制）	11
	第 2 段階（1号配備、2号配備）	12
	第 3 段階（3号配備）	13
	第 4 段階（待機体制）	14
	参考資料	
	神川町新型インフルエンザ対策本部設置要綱	16
	神川町新型インフルエンザ対策委員会設置規程	21
	発生段階別 国・県・町の主な取組み	25
	もし新型インフルエンザが発生したら	27
	用語解説	28

はじめに

2003年末からアジアを中心に鳥類の間で発生が認められていた高病原性鳥インフルエンザ(H5N1型)は、徐々に地理的な拡大を見せ、2006年には、アジア、アフリカ、中東、ヨーロッパの広い地域で感染が確認され、鳥からヒトへの感染による死者も報告されました。

国内においても、2004年に山口県・大分県・京都府において高病原性鳥インフルエンザ(H5N1型)が確認され、その都度適切な対応がとられてきました。この鳥インフルエンザの特徴は毒性が非常に強いことです。

また、2009年4月にはメキシコ及びアメリカを中心に豚インフルエンザ(H1N1型)が発生し、その後「新型インフルエンザ」として認定され、その感染力の強さから世界各国にまん延し、我が国をはじめ、多くの国や地域において人々が健康被害や社会活動へ影響を受けました。

新型インフルエンザウイルスの発生は、誰も免疫を持っていないことや人、物が短時間で移動できる現代では、ごく短期間で世界的な大流行(パンデミック)となり、健康被害や社会活動に大きく影響を与える恐れがあります。また、ウイルスは一度発生するといつ変異するか分からず予断を許さない状況となります。このような状況を踏まえ、国や埼玉県は行動計画等を策定し対策を進めています。

町においても、国及び県が策定した新型インフルエンザ対策行動計画等を踏まえ、「神川町新型インフルエンザ対策行動計画」を策定しました。本計画は、国や県、関係機関と連携し新型インフルエンザの脅威から町民の生命と健康を守り、安心できる暮らしを確保するため、町の体制と対策を整理し、具体的な対策を推進していくための指針として作成しました。

本計画を有効に推進するためには関係機関はもとより町民の皆様との協力・連携が不可欠です。日頃から町民の皆様が予防に心がけ、発生した際には行政機関等からの情報収集をスムーズに行い冷静な対応がとれるよう進めてまいります。

平成22年5月

神川町長 清水 雅 之

第1 総論

1 計画の趣旨

この行動計画は、住民生活に深刻な影響をもたらす新型インフルエンザの発生に備え、国及び関係省庁、県の行動計画、ガイドライン、マニュアル等に基づき、新型インフルエンザ対策の実施に向けた、町レベルでの危機管理体制の構築を行い、本町における対策実施の行動指針とするため策定したものである。

《参考》

【国の行動計画】

『新型インフルエンザ対策行動計画』

- ・ 策定主体：新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議
- ・ 策定期間：平成17年11月15日
- ・ 最終改定：平成21年2月17日

『新型インフルエンザ対策ガイドライン』

- ・ 策定主体：新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議
- ・ 策定期間：平成21年2月17日

【県の行動計画】

『埼玉県新型インフルエンザ対策行動計画』

- ・ 策定主体：埼玉県
- ・ 策定期間：平成17年11月
- ・ 最終改定：平成19年4月

『埼玉県インフルエンザ（H5N1）対応マニュアル』

『埼玉県インフルエンザ（H5N1）診断・治療及び医療施設等における感染対策ガイドライン』

- ・ 策定主体：埼玉県保健医療部
- ・ 策定期間：平成19年9月

2 基本方針

新型インフルエンザの発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、交通手段の発達により、大量の人や物が短時間で移動する時代であり、ひとたび国内で新型インフルエンザが発生すれば

ばその強力な感染力により、短期間での感染拡大も避けられないと考えられている。従って、新型インフルエンザ対策の国の目的は、「新型インフルエンザの感染拡大を可能な限り抑制し健康被害を最小限にとどめる」こと、また、まん延による「社会・経済機能を低下に至らせない」、の2点を主たる目的としている。

神川町でも国及び県の行動計画等を踏まえ、次の新型インフルエンザ対策の方針により、本町の実情に合わせた、具体的な行動マニュアルを明記し、発生段階別における対応、役割分担等を整備しておくため本計画を策定するものである。

神川町の新型インフルエンザ対策の方針

<p>新型インフルエンザ発生前は、発生させない・持ち込まない。(予防対策、手洗いうがい等の励行)</p> <p>新型インフルエンザ発生後は、町民の健康被害を最小限にとどめる。 社会的混乱を抑制し、町民の生活を維持する。</p>

3 危機管理体制の確立

新型インフルエンザ対策連絡会議及び新型インフルエンザ対策委員会、新型インフルエンザ対策本部の設置

新型インフルエンザ対策を迅速に効果的に実施するため次の組織を設置する。

ア 新型インフルエンザ対策連絡会議

新型インフルエンザ感染者が海外で発生した段階で、保育所(園)、幼稚園、小中学校、障がい者、高齢者、社会教育、保健各担当部門が情報の共有化を図り、対応策を検討、実施するため設置する。連絡会議の事務局は保険健康課に置く。

イ 新型インフルエンザ対策委員会

新型インフルエンザ感染者が国内に発生した段階で、町全体としての意思決定が円滑に行えるよう、副町長を委員長とし、全課で構成する新型インフルエンザ対策委員会を設置する。委員会の事務局は保険健康課に置く。

ウ 新型インフルエンザ対策本部

新型インフルエンザ感染者が県内または町内、近隣生活圏の他県で発生した(恐れがある場合を含む)段階で、緊急対策を検討、実施するため、新型インフルエンザ対策委員会を移行し、町長を本部長とする新型インフルエンザ対策本部を設置する。対策本部の事務局は総務課に置く。

なお、これら機関の組織及び会議、運営方法等、詳細については別途定めるものとする。

県との連携

新型インフルエンザ対策は、国及び県との連携をとった実施体制が求められること、また、医療等に関する専門的な知識も必要となることから、実施に際しては、

県、保健所新型インフルエンザ対策チーム（本庄保健所内）との連携が不可欠である。そのため、県の組織体制や連絡窓口を確認するとともに、平素から情報共有や対策の実施に向けた具体的な協議を行い、新型インフルエンザ発生時の対応が円滑に進められるよう、連携体制を整備する。

4 対策の実効性の確保

(1) 対策の具体的実施手順の関係機関との調整について

新型インフルエンザ対策の実施に当たっての具体的な手順については、保健所が設置している保健所新型インフルエンザ対策チームの検討会等で、県、医療機関、広域圏、警察等の関係機関と調整を行い、必要に応じて、マニュアルを整備し、対策の実効性を確保する。

事業継続計画策定の検討について

新型インフルエンザ発生時に、町の行政機能を維持しなければ、対策の実施も不可能となることから、事業継続計画の作成についても検討を進める。その際、神川町が担っている上下水道、ゴミ処理など、住民の日常生活を維持するために不可欠な行政サービスについては、新型インフルエンザ発生時においても、継続的に実施できるよう、感染予防策の徹底や人員の確保等に十分配慮する。

重要事業特定の視点

事業者の区分	重要事業の評価指標例
社会機能の維持に係る部門	流行期間（2か月間程度）に停止すると、町民生活に多大な影響を与えるような事業（上下水道、ゴミ、消防、埋火葬等）
基盤に係る部門	上記業務遂行に必要な事業（人事、施設管理、ITシステム管理等） 危機管理部門（総務部門等）

5 計画の実行及び見直し

新型インフルエンザウイルスは毒性や感染力の強さなどさまざまな種類が考えられ、被害想定も難しい状況です。このようなことから、その時々新型インフルエンザの発生状況に合わせ、本計画を柔軟に適用し対策を実施する。

また、本計画は、厚生労働省及び埼玉県、児玉郡市町の行動計画との整合性を保ちつつ、必要に応じて修正を行っていく。

6 発生段階の区分

新型インフルエンザの発生段階を、次のとおり区分する。

発生段階		発生段階		状態
神川町の分類 (国の分類と同じ)		埼玉県 危機管理 レベル	WHO フェーズ 分類	
前段階	未発生期		1・ 2A・2B 3A・3B	新型インフルエンザが発生していない状態
第一段階	《待機体制》 海外発生期		4 A 5 A 6 A	海外において新型インフルエンザ患者が発生したが、国内では患者（疑似症患者を含む）発生が確認されていない状態
第二段階	《1号配備》 国内発生期		4B	国内において新型インフルエンザ患者が発生したが、県内では患者（疑似症患者を含む）発生が確認されていない状態
	《2号配備》 県内・町内発生早期			県内・町内（他県近隣生活圏含む）で患者（疑似症患者を含む）が発生した状態
第三段階	《3号配備》	県内・町内感染拡大期	5B 6B	県内・町内で患者（疑似症患者を含む）が多数発生し、発生患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
		県内・町内まん延期		県内・町内で患者（疑似症患者を含む）が増加し、入院措置などによる感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
		県内・町内回復期		県内・町内で患者（疑似症患者を含む）発生が減少傾向となった（ピークを越えたと判断できる）状態
第四段階	《待機体制》 県内・町内小康期		後パンデミック期	県内・町内で患者（疑似症患者を含む）発生が減少し、低い水準で停滞した状態

WHO 分類中、A は海外、B は国内発生期を意味します。

7 発生段階に応じた対策と役割分担表

「発生段階に応じた主たる対策と役割分担表」を次のとおりとする。

発生段階に応じた主たる対策と役割分担表

対策の区分	発生段階の区分								主たる担当課等	連絡先電話番号
	前段階	第一段階	第二段階		第三段階			第四段階		
情報収集									保険健康課（保健センター）	77 - 4041
委員会の設置・運営									保険健康課（保健センター）・全課	77 - 4041
連絡会議の設置・運営									保険健康課（保健センター）・町民福祉課・学務課・生涯学習課	77 - 4041
対策本部の設置・運営									総務課・全課	77 - 2114
保健所、医師会、広域消防との連携									保険健康課（保健センター）	77 - 4041
関係機関等に対する情報提供及び対応策の周知									全課	77 - 2114

住民への情報提供										
<p>広報活動 新型インフルエンザに関する最新情報や町の対応状況、感染予防策等を広報誌やホームページ等を通じて周知する。</p>									<p>保険健康課(保健センター) 総合政策課</p>	<p>77-4041 77-0701</p>
<p>相談窓口設置の広報</p>									<p>保険健康課(保健センター)</p>	77-4041
<p>医療機関の発熱外来の設置に関する広報</p>									<p>保険健康課(保健センター)</p>	77-4041
<p>相談窓口の設置 住民からの専門的な相談は、基本的には、保健所等に設けられる発熱相談センターが担うが、保健所は、新型インフルエンザの患者の搬送、入院措置、積極的疫学調査などの業務で多忙を極め、住民からの相談に十分応ずることができない事態も想定される。 そのため、混乱を回避し、住民の不安を解消するため、疾患に関する相談のみならず、生活相談や神川町が実施している対応策についての質問に至るまで、できる限り広範な内容の相談・問い合わせを受けするため、県の発熱相談センターの設置に合わせ、相談窓口を設置する。</p>									<p>保険健康課(保健センター)</p>	77-4041
要支援者に対する支援										
<p>支援を必要とする高齢者、障がい者、ひとり世帯等の把握 新型インフルエンザの流行により、孤立化し生活に支障を来すおそれのある高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり世帯等を把握する。</p>									<p>保険健康課(包括支援センター) 町民福祉課</p>	<p>74-1155 77-2112</p>
<p>生活支援、搬送、死亡時の対応等の具体的手続の検討・準備 まん延期(3の)における在宅の高齢者、障がい者等への生活支援(見守り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等)、搬送、死亡時の対応等について、その具体的手続の検討・準備を行う。</p>									<p>保険健康課(包括支援センター) 町民福祉課</p>	<p>74-1155 77-2112</p>

	生活支援、搬送、死亡時の対応等を行う。									保険健康課(包括支援センター) 町民福祉課	74 - 1155 77 - 2112
感染者の早期発見及び対応策樹立										全課	77 - 4041
食糧等流通確保 食糧等生活必需品の流通機能を維持し、安定供給を図るため、県と連携し、関係事業者に事業継続計画の策定要請を行う。										経済環境課	77 - 0703
遺体の火葬・安置											
遺体安置のための施設の確保準備 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を進める。										町民福祉課	77 - 2112
火葬場の運営に関する調整を行う。										町民福祉課	77 - 2112
ワクチン接種体制整備 国及び県と協力し、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種体制の調整を行う。										保険健康課	77 - 4041
医療提供体制への協力 医療提供体制の確保が困難な場合が想定された場合の公共施設等の活用について検討・準備する。										総合政策課 学務課 生涯学習課	77 - 0701 77 - 2312 77 - 4651
社会活動及び事業活動への要請 県が実施する対策と歩調を合わせ、次のような要請を行う。											
	対 象	要 請 内 容									
	住民	マスク着用、手洗い、外出自粛、ゴミ排出抑制								保険健康課 経済環境課	77 - 4041 77 - 0703
	集会活動 興業施設	不要不急の集会や興業施設の活動自粛								生涯学習課 関係課	77 - 4651

学校 幼稚園 保育所(園)等	すべての学校や幼稚園の休校(園)、休業、イベント等の延期や中止、学童保育所・保育所(園)の休園									学務課 町民福祉課	77-2312 77-2112
公共交通機関	利用者間の接触を減らす措置、マスクの着用									地域総務課	52-3271
社会福祉施設	マスクの着用、手洗い 症状の認められた従業員等の出勤停止・受診									保険健康課(包括支援センター) 町民福祉課	74-1155 77-2112
事業所	マスクの着用、手洗い 事業主の判断により、症状の認められた従業員等の出勤停止・受診、不要不急の事業活動の自粛									経済環境課	77-0703
上水道の維持 継続的に機能を維持することが可能となるよう計画を定める。										水道課	77-3781
役場の機能維持											
全職員に対する新型インフルエンザの研修の実施										総務課	77-2114
職員の健康管理										総務課	77-2114
感染防護具の備蓄 自宅で療養の患者や在宅障がい者等の見回り、生活支援に必要な個人防護具(マスク等の個人を感染から守るための防護具)の備蓄										保険健康課(保健センター)	77-4041
事業継続計画の策定										総務課 保険健康課(保健センター)	77-2114 77-4041
事業継続計画に基づく役場機能の維持										総務課 全課	77-2114

第2 各論

1 新型インフルエンザ発生時の配備体制

国、県からのメール、新聞・テレビなど様々な手段により海外及び国内の情報収集を行い、新型インフルエンザの流行段階にあわせ下表に定める体制をとる。

[1] 配備体制基準

配備体制区分		配 備 基 準	
		配 備 時 期	配備体制の内容
待機体制	《第一段階》 海外発生期	海外において新型インフルエンザ患者が発生したが、国内では患者（疑似症患者を含む）発生が確認されていない場合	情報収集を行って、患者の発生状況を確認し、状況により1号配備に移行する体制（初動体制） 新型インフルエンザ対策連絡会議 【担当課所】 町民福祉課、保険健康課、学務課、生涯学習課
警戒体制	1号配備 《第二段階》 国内発生期	国内において新型インフルエンザ患者が発生したが、県内では患者（疑似症患者を含む）発生が確認されていない場合	情報収集及び連絡活動を主とするものの、状況により2号配備に移行する体制 新型インフルエンザ対策委員会の設置（委員長：副町長、副委員長：保険健康課長） 【担当課所】 全庁対応
	2号配備 《第二段階》 県内・町内発生早期（近隣生活圏含む）	県内・町内及び他県近隣生活圏で患者（疑似症患者を含む）が発生した場合	状況により速やかに非常体制に移行する体制 新型インフルエンザ対策本部を設置（本部長：町長、副本部長：副町長・教育長） 【担当課所】 全庁対応
非常体制	3号配備 《第三段階》 県内感染拡大期 県内まん延期 県内回復期 県内には町内も含む	県内・町内で患者（疑似症患者を含む）が増加し、入院措置などによる感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態	新型インフルエンザ対策本部の全組織をもって対処する体制 【担当課所】 全庁対応
待機体制	《第四段階》 県内・町内小康期	県内・町内で患者（疑似症患者を含む）発生が減少し、低い水準で停滞した状態	新型インフルエンザ対策本部の解散 【担当課所】 総務課

[2] 組織の主な役割

<u>組 織 名</u>	<u>主な役割</u>
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 新型インフルエンザ 対策連絡会議 (海外発生期) </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国や県からの情報収集を行い、共有化を図る。 ・ 必要に応じて関係機関、各種団体、町民の方々に情報提供を行う。 ・ 必要に応じて保育所(園)、幼稚園、小中学校、障がい者施設、高齢者施設など関係機関に感染予防とまん延防止のための具体的な対策をお願いする。 ・ 関係機関との連絡調整を行う。
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 新型インフルエンザ 対策委員会 (国内発生期) </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内での新型インフルエンザ発生に備え対策を協議する。 ・ 新型インフルエンザ対策行動計画に基づき課ごとの対応策を検討する。 ・ 現段階での町の新型インフルエンザ対策を検討し実施する。 ・ 新型インフルエンザ対策本部の立ち上げについて検討する。 ・ 関係機関との連絡調整を行う。
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 新型インフルエンザ 対策本部 (県内・町内発生期) </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町全体における緊急時対策について協議、決定する。 ・ 感染拡大防止や重症化防止を図るため具体的対策を実施する。 ・ 新型インフルエンザ対策行動計画に基づき各課における対応策を指示する。 ・ 関係機関、各種団体、町民に対し緊急時対策の実施について指示する。 ・ 関係機関との連絡調整を行う。

2 発生段階に応じた対応

前段階（待機体制）

未発生期	【WHOフェーズ】1～3
	【国・発生段階】前段階（未発生期）
	【町の危機管理体制】保健センターによる対応

【想定される状況】海外、国内においてヒトからヒトへの感染が認められない

この段階での目標

- ・ 新型インフルエンザ発生兆候の早期把握
- ・ 新型インフルエンザの発生に備えた普及啓発活動等の計画的実施
- ・ 国内発生に備えた全町的な対策の検討及び準備

主 な 対 策	所管課
新型インフルエンザの情報集約・庁内発信、必要な対策の検討	保険健康課
広報及びホームページ等を活用した町民への情報提供・啓発	
感染防護服及びマスク、医薬品等の計画的な備蓄	
町職員への研修、健康管理	総務課
「事業継続計画」に基づく個別具体的な対応策の検討	各課
「事業継続計画」の策定	総務課・保険健康課

第1段階（待機体制）

海外発生期	【WHOフェーズ】4A・5A・6A
	【国・発生段階】第1段階（海外発生期）
	【町の危機管理体制】新型インフルエンザ対策連絡会議

【想定される状況】海外において新型インフルエンザ患者が発生したが、国内では確認されていない

この段階での目標

- ・ 国内発生に備えた全町的な連絡体制の確立
- ・ 町内における新型インフルエンザの早期発見及び対応
- ・ 海外発生に関する情報収集

主 な 対 策	所管課
国や県からの最新情報の収集	保険健康課
広報及びホームページ等を活用した町民への適切な情報提供	
本庄保健所、児玉郡市医師会、広域消防等との連携	
新型インフルエンザ対策連絡会議の設置	町民福祉課・保険健康課・学務課・生涯学習課
関係する団体等に対する情報提供及び対応策等の周知	各課
高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり世帯など自活困難な町民への支援方法の検討	町民福祉課・保険健康課

第 2 段階（ 1 号配備、 2 号配備）

国内発生期 県内・町内発生早期	【WHOフェーズ】4 B
	【国・発生段階】第 2 段階（国内発生早期）
	【町の危機管理体制】新型インフルエンザ対策委員会・本部

【想定される状況】国内または県内・町内で新型インフルエンザ患者の発生が確認されたが、感染拡大は非常に限られている

この段階での目標

- ・ 新型インフルエンザ感染予防対策の徹底
- ・ 町民への適時適切な情報提供と不要な混乱の防止
- ・ 保健所の協力による医療体制の確保

主 な 対 策	所管課
新型インフルエンザ対策委員会若しくは対策本部の設置	全課
感染拡大や町民の混乱を防止するための国・県からの情報収集及び情報提供、啓発活動	保険健康課
「新型インフルエンザ相談窓口」の開設	保険健康課
保育所（園）、幼稚園、小中学校を通じての情報提供	町民福祉課・学務課
「発熱相談センター」への誘導	保険健康課
関係する団体等に対する情報提供及び対応策等の周知	各課
生活必需品の安定供給確保のため関係業者との連携	経済環境課
高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり世帯など自活困難な町民への支援方法の検討	町民福祉課・保険健康課

第3段階（3号配備）

県内・町内感染拡大期	【WHOフェーズ】5B・6B
県内・町内まん延期	【国・発生段階】第3段階（感染拡大/まん延期）
県内・町内回復期	【町の危機管理体制】新型インフルエンザ対策本部

【想定される状況】県内または町内で多くの罹患者や集団感染が見られるなど、急速に感染が拡大し、流行している

この段階での目標

- ・新型インフルエンザ感染者を少なくするための予防対策の徹底
- ・町民への適時適切な情報提供と不要な混乱の防止
- ・罹患者を適切な医療機関へ受診勧奨、家族の対応策等を周知
- ・重症化させないためのワクチン接種の勧奨

主 な 対 策	所管課
新型インフルエンザ対策本部の設置	全課
感染者の早期発見及び対応策実施	
「事業継続計画」に基づく町役場機能の維持	保険健康課
感染拡大や町民の混乱を防止するための国・県からの情報収集及び情報提供	
「新型インフルエンザ相談窓口」の継続	保険健康課
保育所（園）、幼稚園、小中学校の一時休業等の検討、実施	町民福祉課・学務課
不要不急の外出及び各種行事、集会等の自粛	各課
感染の疑いのある人へ医療機関での受診勧奨	各課
関係する団体等に対する情報提供及び対応策等の周知	各課
ごみの排出規制	経済環境課
ワクチン接種のための事務事業	保険健康課
高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり世帯など自活困難な町民への支援	町民福祉課・保険健康課
火葬及び遺体の一時安置所・仮埋葬地等の検討	町民福祉課

第4段階（待機体制）

県内・町内小康期	【WHOフェーズ】後パンデミック
	【国・発生段階】第4段階（小康期）
	【町の危機管理体制】新型インフルエンザ対策本部

【想定される状況】流行が終息に向かい、新規外来患者数が1医療機関当たり週10人以下となる状況が2週間続いている

この段階での目標

- ・社会機能の段階的回復
- ・流行が再燃した場合の対策の強化

主 な 対 策	所管課
最新情報の収集及び提供	保険健康課
保育所（園）、幼稚園、小中学校の一時休業等の解除	町民福祉課・学務課
「新型インフルエンザ相談窓口」の段階的縮小	保険健康課
各種行事、集会等の自粛解除	各課
関係する団体等に対する情報提供	各課
新たな発生・流行の再燃に備え、計画及び対策の見直しと体制の改善	保険健康課・各課
役場機能の段階的回復、平常時体制への移行	総務課・各課

参 考 资 料

神川町新型インフルエンザ対策本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、新型インフルエンザの町内発生に備えた対策の構築及び町内発生時の対策を講じるため、神川町新型インフルエンザ対策委員会設置規程第2条第1項第3号に規定された神川町新型インフルエンザ対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 本部は、新型インフルエンザが町内に発生した場合又は発生の恐れがある場合に設置する。

(所掌事項)

第3条 本部は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 町内発生に備えた総合的な対策に関すること。
- (2) 町内発生時における危機管理及び健康被害対策に関すること。
- (3) 町内発生時における被害拡大防止に関すること。
- (4) 関係機関等の連絡調整に関すること。
- (5) その他新型インフルエンザ対策に関すること。

(組織)

第4条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長には町長を、副本部長には副町長及び教育長を、本部員には別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議の招集)

第5条 本部長は、必要に応じ対策本部を招集し、これを主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 本部長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、総務課において処理する。

(解散)

第7条 本部は、新型インフルエンザによる被害の拡大の危機がなくなつたと本部長が認めたときに解散する。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

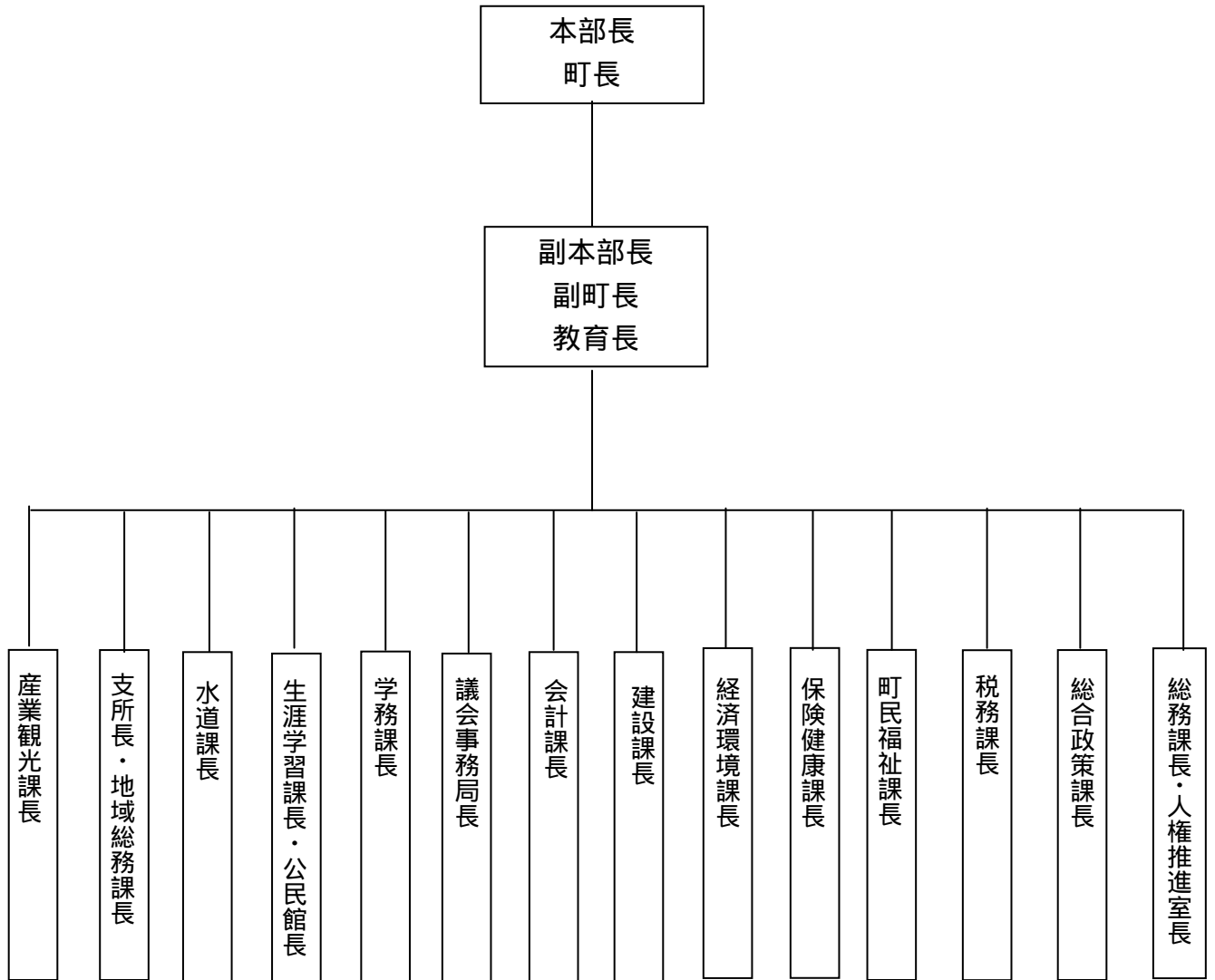
この訓令は、平成22年5月18日から施行する。

別表第1（第4条関係）

神川町新型インフルエンザ対策本部名簿

区分	役職	職名
1	本部長	町長
2	副本部長	副町長
3	副本部長	教育委員会教育長
4		総務課長
5		総務課人権推進室長
6		総合政策課長
7		税務課長
8		町民福祉課長
9		保険健康課長
10		経済環境課長
11		建設課長
12		会計課長
13		議会事務局長
14		教育委員会学務課長
15		教育委員会生涯学習課長
16		教育委員会生涯学習課公民館長
17		水道課長
18		総合支所長兼地域総務課長
19		産業観光課長

新型インフルエンザ対策本部の組織



新型インフルエンザ対策本部設置時における事務分掌

担当課	役 割
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ対策本部に関すること ・ 業務継続計画に基づく各課の所掌事務の総括に関すること ・ 重症患者の搬送に関すること（消防） ・ 職員の動員要請、参集状況の把握、指示に関すること ・ 車両の運用に関すること ・ 物品及び資材の運搬に関すること ・ 防災行政無線や広報車による広報活動に関すること ・ 発生状況の把握及び報告に関すること ・ 町営住宅における感染防止対策に関すること ・ 職員の健康状況把握及び感染拡大防止に関すること ・ 本部長から命ぜられた事務に関すること
総合政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙やHPによる情報提供に関すること ・ 医療提供体制確保が困難な場合の公共施設の活用に関すること ・ 本部長から命ぜられた事務に関すること
税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長から命ぜられた事務に関すること ・ 上記総務課の役割に関すること
町民福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所（園）学童クラブへの情報提供、支援等に関すること ・ 保育所（園）学童クラブ児童、生徒の安全確保に関すること ・ 障がい者施設への情報提供、支援等に関すること ・ 障がい者施設入所者（利用者）の安全確保に関すること ・ 保育所及び障がい者施設での発生状況把握に関すること ・ 生活保護世帯、障がい者世帯等の状況調査及び救護・相談に関すること ・ 死亡届受理事務及び死体の埋火葬の許可に関すること ・ 遺体の収容と埋火葬の調整に関すること ・ 本部長から命ぜられた事務に関すること
保険健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策会議、連絡会議に関すること ・ 国、県などからの情報収集及び伝達に関すること ・ 感染拡大防止や重症化防止のための啓発活動に関すること ・ 保健所及び医療機関との連携に関すること ・ 健康相談に関すること ・ 高齢者施設への感染拡大防止策等の情報提供に関すること ・ 高齢者施設入所者（利用者）の発生状況把握に関すること ・ 高齢者施設での安全確保に関すること ・ 在宅要援護者（独居老人・高齢者世帯等）の状況調査及び救護・相談に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・町全体の発生状況の把握と報告に関する事 ・報道機関の対応に関する事 ・防護服、防護マスク等の備蓄及び活用に関する事 ・本部長から命ぜられた事務に関する事
経済環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連絡調整に関する事 ・ごみ、し尿、一般廃棄物処理に関する事 ・企業等の事業活動の自粛に関する事 ・食糧及び生活必需品の安定供給等に関する事 ・本部長から命ぜられた事務に関する事
建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業の機能維持、確保に関する事 ・交通機関等の規制に関する事 ・本部長から命ぜられた事務に関する事
会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連絡調整に関する事 ・本部長から命ぜられた事務に関する事
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部と議会の連絡調整に関する事 ・本部長から命ぜられた事務に関する事
学務課	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部との連携、連絡、調整に関する事 ・幼稚園、小中学校への情報提供、支援等に関する事 ・園児、児童、生徒の安全確保に関する事 ・園児、児童、生徒、教職員等の罹患者の把握に関する事 ・感染拡大時の幼稚園、学校の一部または全部の臨時休業要請に関する事 ・臨時休業中の教育供給体制の指導に関する事 ・本部長から命ぜられた事務に関する事
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管の社会教育、社会体育施設への情報提供に関する事 ・施設利用者の安全確保に関する事 ・所管施設の閉鎖、講座、事業等の中止に関する事 ・関係機関との連絡調整に関する事 ・本部長から命ぜられた事務に関する事
水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・水道水の供給確保に関する事 ・応急給水に関する事 ・本部長から命ぜられた事務に関する事
地域総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部との連携、連絡、調整に関する事 ・支所管内の町民からの情報収集と情報提供に関する事 ・支所内の業務継続計画に基づく各課の所掌事務の総括に関する事 ・本部長から命ぜられた事務に関する事
産業観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等との連絡調整に関する事 ・観光客の安全確保に関する事 ・本部長から命ぜられた事務に関する事

神川町新型インフルエンザ対策委員会設置規程

(設置)

第1条 町内における新型インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第1号に規定する新型インフルエンザをいう。以下同じ。)の発生に備えて新型インフルエンザに関する対策を協議し、発生時の被害を最小限にとどめるため、「神川町新型インフルエンザ対策委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 新型インフルエンザ発生に備えた町の方針に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ発生前から終息期までの町民への対応に関すること。
- (3) 新型インフルエンザ発生後、状況により対策本部(別紙組織図)となり各部署への指示及び伝達を行うための協議に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 副町長
- (2) 教育長
- (3) 神川町事務分掌条例(平成18年条例第7号)第1条に掲げる課の長、室長及び議会事務局長、学務課長、生涯学習課長、公民館長、会計課長及び水道課長
(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- (1) 委員長は、副町長の職にある者をもって充てる。
- (2) 副委員長は、保険健康課長の職にある者をもって充てる。
- (3) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は必要に応じて委員長が招集し、その議長になる。

- 2 委員長は、必要があると判断した場合、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会の設置)

第6条 委員会に「神川町新型インフルエンザ対策行動計画」を策定するため作業部会(以下「部会」という。)を置く。

- 2 部会に関する詳細は別に定める。

(庁内連絡会議)

第7条 町長は、新型インフルエンザ対策に関する業務を迅速かつ効果的に実施するため、「新型インフルエンザ対策連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を置く。

- 2 連絡会議は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

(庶務)

第8条 委員会及び連絡会議の庶務は、保険健康課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年5月18日から施行する。

(神川町新型インフルエンザ対策検討委員会設置規程の廃止)

2 神川町新型インフルエンザ対策検討委員会設置規程(平成21年神川町訓令第9号)は、廃止する。

(第3条関係)

神川町新型インフルエンザ対策委員会名簿

区分	役職	職名
1		町長
2	委員長	副町長
3		教育委員会教育長
4		総務課長
5		総務課人権推進室長
6		総合政策課長
7		税務課長
8		町民福祉課長
9	副委員長	保険健康課長
10		経済環境課長
11		建設課長
12		会計課長
13		議会事務局長
14		教育委員会学務課長
15		教育委員会生涯学習課長
16		教育委員会生涯学習課公民館長
17		水道課長
18		総合支所長兼地域総務課長
19		産業観光課長

別表2（第7条関係）

新型インフルエンザ対策連絡会議名簿

NO	課 所 名	職 名
1	町民福祉課	福祉又は保育担当職員
2	保険健康課	課長
3	保険健康課保健センター	所長
4	保険健康課包括支援センター	所長
5	学務課	指導主事又は担当職員
6	生涯学習課	担当職員

職名職員の都合がつかない場合は代理出席を認める。

発生段階別 国・県・町の主な取組み (平成21年4月発生例)

	国	県	町
[前段階] 未発生期	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省ホームページに国民・事業者・医療機関・自治体向けに「新型インフルエンザ」に関する基本的事項を掲載 	<ul style="list-style-type: none"> 県疾病対策課のホームページに「新型インフルエンザ」に関する基本的事項を掲載 	<ul style="list-style-type: none"> 「新型インフルエンザについて」のチラシを全戸配布し、基本的事項・予防策についてお知らせ
[第1段階] 海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> メキシコ・アメリカの発生を受けて内閣総理大臣を本部長とする「新型インフルエンザ対策本部」を設置 感染症法や「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき国民への呼びかけ、県・市町村への情報提供、予防対策を指導 空港、湾港での検疫により、感染者の入院措置などによる水際対策強化 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症法や県の「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき対策実施 国からの情報収集及び市町村への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 国、県からの情報収集、必要に応じ町民及び職員へ周知
[第2段階] 国内発生期 県内・町内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> 感染者の早期発見及び患者の入院措置等により感染拡大防止 感染源の調査及び集団感染地域指定を行い公表 国内外の最新情報（感染地域、患者数、年齢等）を公表 基本的対処方針を作成し都道府県を通じ各市町村に伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 県疾病対策課、保健所が「発熱相談センター」となり、発熱外来の案内役となる 県の疾病対策課24時間、保健所土日休日も対応 発熱外来で簡易キットによりA型陽性とでた場合は衛生研究所に検体を送付し新型インフルエンザを検査 新型と確定した場合は人数を公表 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き国・県の最新情報収集及び情報提供 広報、町のHP等を通じ町民に予防策について啓発 新型インフルエンザ対策会議（課長会議）により今後の町の対応について協議。町の相談窓口を保健センターに開設。（土・日は役場日直対応） 町の広報・ホームページにより発熱相談センターや相談体制について周知。

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内発生にあわせ、福祉、保健、教育部門の実務者により「新型インフルエンザ 連絡会議」を開催し、情報の共有化や対策等について協議 ・ 保育所、幼稚園、小中学校、障がい者施設、高齢者施設等への対応策伝達 ・ 広報・ホームページを通し予防策及び新型インフルエンザにかかった場合の対応等について周知。
<p>[第3段階]</p> <p>県内・町内感染拡大期</p> <p>県内・町内まん延期</p> <p>県内・町内回復期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者の接触歴が疫学調査で追えないため、対応は集団感染及び重症患者になる ・ 個人は一般の医療機関にて受診し、抗インフルエンザ薬を服用し原則、自宅療養となる。入院措置は原則、重症患者のみとなる。ほとんどの人は軽症ですんでいるが、一部重症化する例がみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発熱相談センターを終了し、「新型インフルエンザ 相談窓口」へ移行。一般医療機関への案内役となる ・ 個人は一般医療機関でA型陽性と判定されても保健所への届出義務無 ・ 個人としての患者数把握は行わず（季節性インフルエンザと同じ扱い）状況調査等は集団感染及び重症患者のみとなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「新型インフルエンザ への対応について」のチラシを全戸配布し、現在の国・県の対応及び「新型インフルエンザにかかった場合の対応」、「家族に患者が出た場合」「妊婦、糖尿病やぜん息等の基礎疾患を有する人など感染すると重症化しやすい人への呼びかけ」等を行う。

これら国・県・町の取組み状況については、新型インフルエンザの流行状況や性質（強毒性か弱毒性か）等で随時変更があります。

もし新型インフルエンザが発生したら……

わたしたちが今から心がけること

新型インフルエンザは、ただの風邪ではありません！

新型インフルエンザは、動物、特に鳥類や豚に感染していた鳥インフルエンザウイルスや豚インフルエンザウイルスが、遺伝子の変異によって、ヒトの体内で増えることができるように変化し、さらに、ヒトからヒトへと感染するようになる感染症です。

新型インフルエンザウイルスは、人間界にとっては未知のウイルスで、ヒトは免疫がないため、急速な世界的大流行を起こす危険性があります。

個人でできる対策 発生前の準備

その1 うがい・手洗い・マスクの励行

外出後の手洗い・うがいを日常的に行い、人混みや繁華街への外出を控えたり、熱、咳、くしゃみ等の症状のある人は必ずマスクを着けることが大変重要です。

その2 食料・日用品等の確保

発生時に不要不急の外出をしないよう、2週間程度の食糧・日用品等の準備をしておきましょう。特に、不織布製マスク（サージカルマスク）は大切です。

個人でできる対策 もし発生したら！

その1 正確な情報の収集

情報には、国・地方自治体の提供する情報、マスコミが提供する情報など様々です。パニックが起こらないように正確な情報を収集し、冷静に対応することが重要です。

その2 まずは保健所に連絡を

事前連絡なく近医を受診すると、万が一新型インフルエンザであった場合、待合室等で他の患者さんに感染させてしまう二次感染のおそれがあります。

まず、保健所に連絡し、保健所が指定する医療機関を受診して下さい。

詳しくは、下記のホームページをご覧ください

神川町ホームページ <http://www.town.kamikawa.saitama.jp/>

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

埼玉県ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/>

用語解説

○ インフルエンザ

インフルエンザはかぜとは異なり、全身症状を伴う重篤な感染症で、インフルエンザウイルスによる感染が原因となっている。ウイルスの抗原性の違いからA型、B型、C型に大きく分類されている。

○ 高病原性鳥インフルエンザ

「鳥インフルエンザ」とはヒトのインフルエンザウイルスとは別のインフルエンザウイルスによる感染症のことを言い、このうち感染した鳥が死亡したり、全身症状を発症したりと、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。

ヒトが鳥インフルエンザウイルスの感染を受けるのは、一般的に、病鳥と近距離で接触した場合、又はそれらの内臓や排泄物に接触するなどした場合が多いと考えられており、鶏肉や鶏卵から感染の報告はない。通常鳥インフルエンザはヒトからヒトへ感染しないが、ヒトからヒトへ感染するウイルスに変異し、新型インフルエンザウイルスとなる。平成16年頃より流行している鳥インフルエンザタイプがH5N1であるため、平成18年、国は政令でインフルエンザを(H5N1)を指定感染症とし、新型インフルエンザ発生に備えることとした。

○ 新型インフルエンザ

今まで人類が経験したことのない新しいタイプのインフルエンザウイルスが発生し、ヒトからヒトへ感染する能力をもったもの。

○ パンデミック

新型インフルエンザウイルスがヒトの集団に広範かつ急速に広がり、世界的大流行を起こすこと。

○ WHO (World Health Organization)

人間の健康を基本的人権の一つとして捉え、その達成を目的として設立された国際連合の専門機関(国連機関)。

○ サーベイランス

見張り、監視体制という意味

特に感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、定期的な感染症の発生状況(患者や病原体)やその状況からの動向予測(感染症サーベイランス)が行われる。

○ フェーズ

WHOの定めた新型インフルエンザの警戒レベルで1から6の段階を設定

フェーズ 1	ヒトからヒトへのインフルエンザは検出されないが動物に検出。
フェーズ 2	ヒトからの検出はないが、動物からヒトへ感染リスクが高いウイルス検出。
フェーズ 3	ヒトから検出、しかしヒトからヒトへの感染はない。
フェーズ 4	ヒトからヒトへ感染、しかし、感染集団は小さく限られている。
フェーズ 5	感染の大きな集団発生が見られる。
フェーズ 6	パンデミックが発生し、一般社会で急速に感染が拡大している。

○ 家きん

とり、あひる、うずら等、家畜として飼育されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 疫学調査

病気の原因と思われる環境因子を設定し、その因子が病気を引き起こす可能性を調べる統計的調査のこと。

インフルエンザ等の感染症については、その原因ウイルス、流行形態等を統計的に調査し、予防や流行の制御を目的とする。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

通常のインフルエンザ治療薬にタミフル、リレンザ（共に商品名）などがあるが、新型インフルエンザにも効果が期待されている。

○ ワクチン

ヒトに接種して感染症の重症化を防ぐために用いられる医薬品。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 発熱外来

患者数が増加した場合、患者を診察し入院治療・自宅療養に振り分ける役割を担う医療施設。

○ 発熱相談センター

保健所等に設置される電話対応の専門機関。新型インフルエンザ患者の早期発見、当事者が事前連絡せずに直接医療機関を受診することによるそれ以外の患者への感染防止、住民の心理的サポート及び特定の医療機関に集中しがちな負担の軽減等を目的とする。